

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等に対する入浴支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大阪市旭区内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、かつ災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害時等の場合において、避難生活における良好な生活環境の確保を図るため、甲と乙が協力して、被災者等に対する入浴支援等を円滑に実施することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）被災者等

災害時等において、避難所に入浴施設がなく、入浴機会を得られない避難者、自宅の被災により風呂を使用することができない者、及び大阪市地域防災計画に基づき応急復旧活動等に従事する者をいう。

（2）入浴支援等

前号に規定する被災者等に対し、入浴機会並びに提供施設におけるトイレ、冷暖房、電気設備を提供することをいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、乙による入浴支援等が必要であると判断した場合には、乙に対し、電磁的記録を含めた書面（以下「書面」という。）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により要請することができるものとし、この場合において、甲は事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請があったときは、乙の旭支部に加盟する公衆浴場（以下「公衆浴場」という。）の安全点検を実施し、当該要請に対する実施の可否を速やかに判断し、甲に回答するものとする。

（協力の内容）

第4条 前条第1項の規定により甲が乙に対して要請を行う協力の内容は、次に掲げる事項とする。

（1）被災者等に対し、公衆浴場における入浴支援等の実施

（2）甲が発信する情報、提供施設周辺の被害状況、道路状況等の情報に係る被災者等への提供

（3）前2号に掲げるもののほか、甲乙双方がこの協定による協力として必要と認めた事項

（協力の実施）

第5条 乙は、第3条第2項の規定により対応が可能と判断したときは、速やかに前条に定める協力を実施するものとする。

2 前項の規定による協力の実施期間は、原則として乙が第3条第2項の規定により対応が可能と判断し、甲に回答したときから7日間とし、公衆浴場の営業日、営業時間内とする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認める場合は、甲乙協議の上、延長することができる。

3 乙は、施設の安全管理その他合理的理由がある場合は、当該協力を終了することができる。

- 4 乙は、協力を実施し、その後公衆浴場を閉鎖したときは、書面により、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。
- 5 乙は、公衆浴場に対して、協力の実施に当たり、公衆衛生関連法令等を遵守させるとともに、通常の営業において求められる公衆衛生管理等を行い、事故や感染症等の発生防止に配慮させるものとする。
- 6 公衆浴場は、入浴支援等を求めて来場する被災者等の人数が受け入れ上限を超える場合には、施設の設備能力及び安全管理上の観点から、当該入浴支援等の実施を制限し、または中止することができる。この場合において、乙は甲に対して速やかに書面にてその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により報告することができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

(施設の閉鎖)

- 第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、公衆浴場を閉鎖し、被災者等の退去を求めることができるものとする。
- (1) 甲から乙に対し、前条の規定による協力の必要がなくなった旨の連絡があったとき。
 - (2) 公衆浴場の安全点検の結果、安全が確保できないと判断し、乙が甲に連絡したとき。
 - (3) 被災者等による迷惑行為、事故、施設の不法占有その他目的に反する利用があったとき。
 - (4) その他合理的理由により施設の閉鎖を必要としたとき。この場合において、乙は速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等により報告することができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

(費用負担)

- 第7条 乙が第4条第1号の規定による協力に要した費用（入浴料等）は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用及び単価については、法令等で定めているものを除き、甲乙協議の上、別に定める。
 - 3 被災者等が、公衆浴場において、通常定められている入浴支援等の範囲を超えて個人用の有償サービスを利用した場合は、その費用は当該利用者の負担とする。
 - 4 甲は、乙から第1項の規定に基づく費用の請求があった場合は、内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

(事故等の報告)

- 第8条 乙は、この協定による協力の実施において事故等が発生したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(損害賠償等)

- 第9条 この協定による協力の実施において生じた損害は、当該損害の発生について責めに帰すべき事由を有する者が、その責任を負うものとする。
- 2 乙は、この協定による協力の実施において第三者に損害を与えたときは、自己の責めに帰すべき事由がある場合に限り、その損害を賠償するものとする。

(災害補償)

- 第10条 この協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、甲は大阪市防災・減災条例（平成26年大阪市条例第139号）に定めるところにより、その損害を補償する。

(協議及び裁判管轄)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 前項の協議によってもなお解決しない紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(有効期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から、令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による更新しない旨の申し出がないときは、期間満了の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和8年10月10日

甲 大阪市旭区大宮1丁目1番17号
大阪市
契約担当者 旭区長

乙 大阪市旭区大宮3丁目6番19号
大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合
旭支部 支部長
